

別表第 1 (第 6 条関係)

採択基準	補助金の額	
事業実施に伴う受益面積が 15 アール以上であること。	(1) コンクリート畦畔の撤去に伴うもの	撤去費 1メートル当たり 500 円
		整地費 1 平方メートル当たり 10 円
	(2) コンクリート畦畔の撤去を伴わないもの	整地費 1 平方メートル当たり 10 円

別表第 2 (第 8 条関係)

項目	成果目標基準及びポイント	ポイント数
作付面積の拡大	現状と比べた、作付面積増加率	
	10%以上	10
	8%以上10%未満	8
	6%以上8%未満	6
	4%以上6%未満	4
付加価値額の拡大	現状値と比べた、付加価値額増加率	
	8%以上	8
	6%以上8%未満	6
	4%以上6%未満	4
	2%以上4%未満	2
費用対効果	費用対効果は以下により算出する。ただし、2ポイントを上限とする。 費用対効果=増加する作付面積 (ha) / 事業費 (100万円)	~2
農地中間管理事業等	農地中間管理事業等を利用して農地を所有又は借り受ける場合。ただし、本事業により規模拡大するものに限る。	2
	農地中間管理事業等を利用して農地を所有又は借り受ける見込みがある。ただし、本事業により規模拡大するものに限る。	1
認定農業者又は認定新規就農者若しくは行田市地域計画に位置付けられている者	本市又は、広域において認定農業者又は認定新規就農者に認定され、若しくは行田市地域計画において地域内の農業を担う者として位置付けられている。	1
スマート農業の導入	スマート農業に関する機器又は技術を導入する場合。ただし、本事業により規模拡大するものに限る。	1
耕作面積 10ha 以上	申請時において、市内における自己所有地及び法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する利用権に基づく賃貸地の合計面積	3

	が10ha以上である場合。	
	成果目標達成年度において、前項に基づく合計面積が10ha以上であることが見込まれる場合。	2